

本人負担とは？

サービス利用料の本人負担は、所得状況により負担する割合が決まります。

所得状況	負担割合
・本人の合計所得金額が220万円以上で、かつ、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上の世帯の場合463万円以上の方	3割
・本人の合計所得金額が160万円以上で、かつ、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上の世帯の場合346万円以上の方	2割
・上記以外の方	1割

みなさんも地域を支え合う仲間になりませんか

まだまだ元気な方、地域貢献を考えている方、福祉や医療の資格をお持ちの方、福祉の仕事の経験がある方、ぜひ、地域でその力を発揮して活躍してみませんか？
地域にはもっと多くの生活支援サポーターなどの支え合う仲間が必要です。
ボランティアやサロンなど活躍の場はたくさんあります。

お問い合わせ先：立川市社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）

電話番号：540-0200 FAX：529-8714



問合せ・申請・相談先

・立川市 高齢政策課又は介護保険課 住所：泉町1156-9	電話番号：523-2111 FAX番号：522-2481
・南部西ふじみ地域包括支援センター 住所：富士見町2-36-47 社会福祉協議会内	電話番号：540-0311 FAX番号：548-1747
・南部東はごろも地域包括支援センター 住所：羽衣町1-12-18 羽衣地域福祉サービスセンター内	電話番号：523-5612 FAX番号：523-5613
・中部たかまつ地域包括支援センター 住所：高松町2-27-27 TBK高松第1ビル101号室	電話番号：540-2031 FAX番号：522-1636
・北部東わかば地域包括支援センター 住所：若葉町3-45-2 介護老人保健施設わかば内	電話番号：538-1221 FAX番号：538-1222
・北部中さいわい地域包括支援センター 住所：幸町4-14-1 至誠キートスホーム内	電話番号：538-2339 FAX番号：538-1302
・北部西かみすな地域包括支援センター 住所：上砂町5-76-4 砂川園内	電話番号：536-9910 FAX番号：536-9953
・にしき福祉相談センター 住所：錦町6-28-15 至誠ホーム内	電話番号：527-0321 FAX番号：527-0322
・かみすな福祉相談センター 住所：上砂町1-13-1 上砂地域福祉サービスセンター内	電話番号：537-7799 FAX番号：536-7182
・にしすな福祉相談センター 住所：西砂町5-5-5 西砂ホーム内	電話番号：531-5550 FAX番号：531-3451

令和7年4月版

個人を尊重し、人と人がつながり、その人らしい生活ができるまちづくりを目指して

介護予防・日常生活支援総合事業

～介護報酬改定に伴い、令和6年4月から
利用料の一部が改定されました～

介護予防・日常生活支援総合事業とは

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住民同士の活動や多様なサービスによる、介護予防と日常生活を支援する事業です。



健康寿命を延ばすために

自分の健康は自分でつくり、地域で支え合っていくことで、介護予防の効果が高くなることがわかってきました。高齢者の自主的な活動を支援する仕組みを活用しながら健康寿命をのばしましょう。

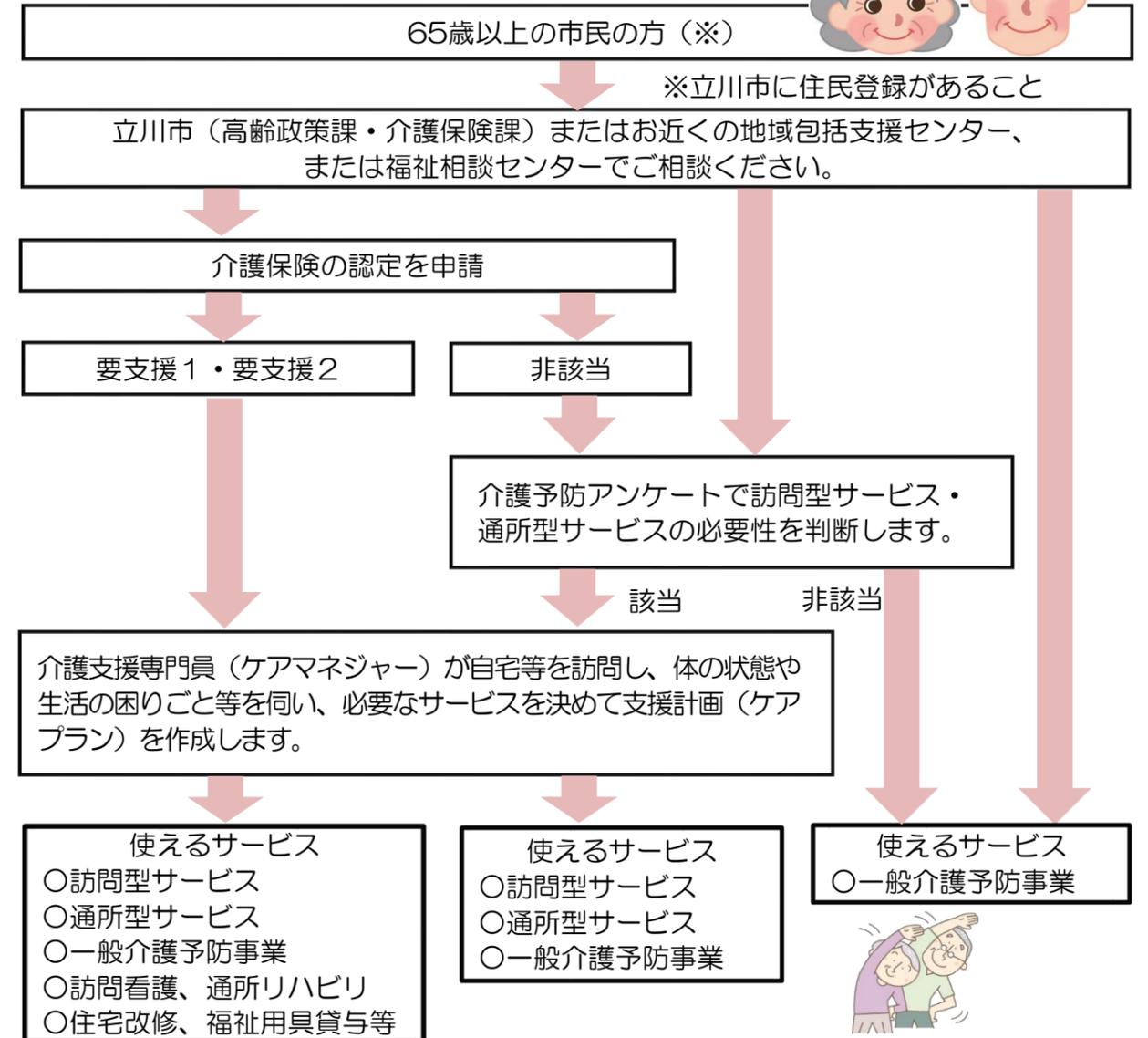
立川市

どんなサービスがあるの？ 誰が利用できるの？

○介護予防・生活支援サービス事業

対象者	要支援1、要支援2の認定を受けている方、または介護予防アンケートでサービスが必要と判断された方
サービスの種類	サービスの内容
訪問型サービス	
ヘルパーサービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー等がケアプランに従って自宅へ訪問し、高齢者の自立のために支援するサービスです。 本人負担の割合は、利用者の所得に応じて1～3割になります。 利用回数等は認定区分等による制限があります。 下記の利用料の他に内容によっては加算されることがあります。
①身体介助サービス	<ul style="list-style-type: none"> サービス内容：ヘルパーによるおむつ交換など直接身体に触れる支援です。 サービス提供時間：おおむね45分程度。 利用料（1ヶ月）：週1回12,747円、週2回25,463円、週3回40,400円
②家事支援サービス（ヘルパー）	<ul style="list-style-type: none"> サービス内容：ヘルパーによる買い物や調理、掃除などの自立のための支援です。 サービス提供時間：おおむね45分程度。 利用料：（1）ヘルパーの場合 週1回12,747円、週2回25,463円、週3回40,400円
③家事支援サービス（サポーター）	<ul style="list-style-type: none"> サービス内容：生活支援サポーター（立川市が実施する研修を受講した方）による買い物や調理、掃除などの自立のための支援です。 サービス提供時間：おおむね45分程度。 利用料：週1回11,858円、週2回23,685円、週3回37,571円
短期集中型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 専門職により、運動機能向上を目的としたプログラムです。 サービスの期間は、週1回を連続して12週間です。 サービス提供時間は、1回30分程度です。 利用料は、1回あたり2,500円で、利用者負担は1割（250円）です。
通所型サービス	
デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> 集団で、専門職（リハビリ専門職や看護師等）より体操やリハビリ、レクリエーションなどを行うサービスです。 本人負担の割合は、利用者の所得に応じて1～3割になります。 利用回数等は認定区分等による制限があります。 下記の利用料の他に、内容によっては加算されることがあります。 サービス中の昼食代等が別途かかることがあります。
①1日デイ	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時間：5時間以上 利用料：（1）要支援1、介護予防アンケート対象者 18,950円 （2）要支援2 38,165円
②半日デイ	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時間：3時間以上5時間未満 利用料：（1）要支援1、介護予防アンケート対象者 17,053円 （2）要支援2 34,349円
短期集中型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 専門職により、運動機能向上を目的としたプログラムです。 サービスの期間は、週1回を連続して12週間です。 サービス提供時間は、1回60分程度です。 利用料は、1回あたり2,500円で、利用者負担は1割（250円）です。

サービスを利用するには？



健康寿命を延ばしましょう

○一般介護予防事業等

地域体操クラブ事業	内容 介護予防を目的に自主グループを作る全12回の体操教室です。運動指導者が、市が推奨する体操を指導しながら、自主グループ化に向けた支援を行います。各クラス週1回実施します。会場は、市内公共施設等です。参加者募集は広報たちかわ等で年1回程度です。
対象者：65歳以上の市民	
体操をしたい方々を応援します	内容
対象：次のすべてに該当する団体	
①65歳以上を含む市民3人以上が所属している。	①体操指導者を無料で合計7回派遣します。
②週1回1時間を目安として、市が推奨する体操に6か月以上取り組む意向がある。	②体操のテキストを差し上げます。
③会場を自分たちで確保している。	③構成員のみで体操できるCDまたはDVDを貸与します。
	④初回と6か月後に体力測定をします。
	※②③のみの利用、②③④のみの利用も可能です。

*詳しくは、高齢政策課まで